橋本市消費生活条例(案)

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 消費者安全の確保並びに消費生活の安定及び向上
 - 第1節 消費安全の確保(第5条-第8条)
 - 第2節 訪問販売に対する取組(第9条-第17条)
- 第3章 調査及び公表(第18条-第22条)
- 第4章 雑則(第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の役割を明らかにするとともに、消費者のくらしを守るための基本的な事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 この条例の目的を達成するための施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。
 - (1) 消費者基本法(昭和43年法律第78号)第2条第1項に規定する基本理念 にのっとり、消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援する こと。
 - (2) 事業者が自己の利益のみならず、消費者にも利益をもたらすとともに、社会への貢献にも寄与する経営を行うことを促進すること。
 - (3) 当該施策に関係する市の全ての組織、自治組織(区・自治会その他の地域住民の組織する団体をいう。)及び関係する行政機関その他の関係者が協力して行うこと。

(市の責務)

- 第3条 市は、次に掲げる責務を有し、国、県、市民、事業者、関係機関等と 連携して、必要な施策を実施する。
 - (1) 消費生活に関する情報の収集
 - (2) 消費生活に関する啓発及び教育を受ける機会の提供
 - (3) 消費者の被害の防止及び救済のための活動
 - (4) 消費生活の安定及び向上を図るための必要な情報提供

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、消費者が消費生活において使用し、又は利用する商品及び 役務並びにこれらの提供を受ける権利(以下「商品等」という。)を供給し、 及び消費者との間で行う物品及び権利の購入及び交換(以下「物品の購入等」 という。)を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 消費者に対する危害の防止

- (2) 消費者に対する必要な情報の明確かつ平易な提供
- (3) 消費者との公正な取引の確保
- (4) 消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等に対する配慮
- (5) 消費者の個人情報の適正な取扱い
- (6) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するための必要な体制の整備等及び当該苦情の適切な処理
- (7) 市が実施する消費者施策への協力
- 2 事業者は、その供給する商品等について、環境への負荷の低減その他の環境 の保全に配慮するとともに、品質その他の内容の向上に努めなければならな い。
 - 第2章 消費者安全の確保並びに消費生活の安定及び向上 第1節 消費安全の確保

(危害の防止措置)

第5条 市長は、商品等によって生じる危害を防止するため、生命、身体又は 財産に危害を及ぼすおそれがある商品等に関する情報の収集及び提供その他 必要な措置を講じるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第6条 市は、消費者の自主的かつ合理的な行動を促進するため、消費生活に 関する知識の普及及び情報の提供等啓発活動を推進するとともに、学校、地 域、家庭、職域その他の様々な場を通じた消費生活に関する教育の充実等に 努めるものとする。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第7条 市は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者に対する啓発 活動及び教育の推進並びに苦情処理に当たって高度情報通信社会の進展に的 確に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(不当な取引行為の禁止)

第8条 事業者は、その供給する商品等の取引に関し、消費者の知識、経験又は判断力の不足に乗じて消費者を取引に誘引し、又は消費者に取引を強制する行為その他の消費者の利益を害するおそれがある行為として規則に定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

第2節 訪問販売に対する取組

(登録)

第9条 市の区域内における訪問販売は、市長の登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)でなければ、行ってはならない。

(登録の申請)

- 第10条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書 を市長に提出しなければならない。
 - (1) 商号、名称又は氏名及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 主たる事務所及び市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先
 - (3) 販売し、又は有償により提供している主な商品等
 - (4) 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)

- (5) 申請者が法人であるときは、その役員の氏名
- (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、第12条第1項第3号から第6号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項第5号及び第6号並びに前項の規定は、十分な社会的信用を有する者として規則で定める者(第15条第1項第2号の規定により前条の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者を除く。以下「信用事業者」という。)については適用しない。

(登録の実施)

- 第11条 市長は、第9条の登録の申請があったときは、次条第1項の規定により 登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を規則で定める訪問販売事 業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録する。
 - (1) 前条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を申請者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項(前条第1項第5号及び第6号に掲げるものを除く。)を公表しなければならない。

(登録の拒否)

- 第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれか(信用事業者にあっては、第1号 又は第2号)に該当するとき、又は第10条第1項の申請書若しくはその添付書類 のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載 が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - (1) 第15条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を 経過しない者
 - (2) 第9条の規定に違反し、第17条第3項の規定による公表があった日から2 年を経過しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を 経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - (4) 法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの
 - (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ申請 者にその旨を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければなら ない。
- 3 市長は、第1項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。 (登録の更新)

- 第13条 第9条の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- 3 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において 「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされ ないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるま での間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、 従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により登録の効力を失ったときは、登録簿の登録を消除するとともに、その旨を公表しなければならない。 (変更の登録等)
- 第14条 登録事業者は、第10条第1項第1号から第3号まで又は第5号のいずれか (信用事業者にあっては、第1号から第3号までのいずれか)に掲げる事項につ いて変更があったときは、遅滞なく、その変更に係る事項を記載した変更登 録の申請書を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な 変更については、この限りでない。
- 2 登録事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を登録簿 に記載しなければならない。
- 4 登録事業者について、第9条の登録に係る事業の譲渡、相続、合併又は分割(当該事業を承継させるものに限る。)があったときは、譲受人、相続人又は合併後存続し、合併により設立され、若しくは分割により当該事業を承継した法人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を記載した同条の登録の申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 第10条第2項(信用事業者が申請する場合を除く。)、第11条及び第12条の規定は、第1項本文及び前項の規定による申請について準用する。 (登録の取消し)
- 第15条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の 登録を取り消すことができる。
 - (1) 不正の手段により第9条の登録(第13条第1項の登録の更新を含む。)を受けたとき。
 - (2) 第12条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 前条第1項本文又は第4項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
 - (4) 第17条第2項の規定に違反したとき。
 - (5) 第21条第1項の公表をしたとき。
 - (6) 第22条第2項の情報の提供をしたとき。
- 2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。
- 3 第13条第5項の規定は、第1項の規定により登録を取り消した場合について準

用する。

(廃業等の届出)

- 第16条 登録事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第14 条第4項の規定による申請があった場合を除く。)においては、当該各号に定 める者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 そ の清算人
 - (5) 第9条の登録に係る事業を廃止した場合(市の区域内においてのみ当該事業を廃止した場合を含む。) 登録事業者であった個人又は登録事業者であった法人を代表する役員
- 2 登録事業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該登録事業者の登録は、その効力を失う。
- 3 第13条第5項の規定は、前項の規定により登録の効力を失った場合について 準用する。

(訪問販売の制限等)

- 第17条 登録事業者は、訪問販売を行おうとするときは、その相手方に対し、 勧誘を受ける意思があることを確認しなければならない。
- 2 登録事業者は、訪問販売に係る契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。
- 3 市長は、事業者が第9条又は前項の規定に違反していると認めるときは、そ の旨を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ同項の事業者にその旨を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
- 5 市長は、登録事業者に対し、消費者との紛争を防止するために必要な情報を 提供するものとする。

第3章 調査及び公表

(調査)

- 第18条 市長は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、 その行為の方法、内容その他の事項について調査をすることができる。 (事業者に対する資料提出の要求)
- 第19条 市長は、不当な取引行為のうち消費者に不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該事業者が不実のことを告げる行為をしたものとみなす。 (指導及び勧告)

- 第20条 市長は、事業者が不当な取引行為を行っていると認めるときは、その者に対し、当該不当な取引行為を是正するための必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。 (公表)
- 第21条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、当該事業者が正 当な理由なくその勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称、その勧告 内容その他必要な事項を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 (不当な取引行為に係る情報の提供)
- 第22条 市長は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに、その行為の方法及び内容その他の必要な情報を市民に提供するものとする。
- 2 市長は、次に掲げる場合にあっては、速やかに、その行為の方法及び内容、 事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を市民に提供することが できる。
 - (1) 不当な取引行為に関する苦情の処理の申出が相当数あり、かつ、当該申出について、消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると推測することができる場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合
- 3 市長は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、あらかじめ、 当該情報の提供に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなけれ ばならない。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。